

島田市地域見守り活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、犯罪のない安心で安全なまちづくりを推進するため、地域で自主的に、子どもの登下校時の見守りや防犯パトロールなどの地域見守り活動を行う自治会及び地域見守り団体（以下「自治会等」という。）に対し、予算の範囲において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域見守り活動 犯罪の発生しにくい地域づくり、子どもの登下校の見守り等を目的として、自治会内等を巡回し、又は一定の場所で看視することをいう。
- (2) 地域見守り団体 中学校の学区程度の範囲にある複数の自治会又は町内会を中心に、犯罪の発生しにくい地域づくりを目的として、住民、事業所及び学校、警察その他の行政機関等により自主的に結成された組織をいう。

(補助の対象となる団体)

第3条 補助の対象となる団体は、自治会等のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 年間を通じ計画的に地域見守り活動を行うこと。
- (2) 10人以上の者が地域見守り活動に参加すること。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の対象となる経費は、地域見守り活動に要する経費とする。

2 補助金の額は、自治会、地域見守り団体とも地域見守り活動1日の活動につき1,000円とし、年間3万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、毎年度7月31日までに、地域見守り活動補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 団体概要書（様式第2号）
- (2) 実施計画書（様式第3号）

(交付決定通知書)

第6条 規則第6条の補助金交付決定通知書は、地域見守り活動補助金交付決定通知書（様式第4号）とする。

(変更の承認)

第7条 補助金の交付の決定を受けたものが第5条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、島田市地域見守り活動補助金交付変更承認申請書（様式第

9号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 変更実施計画書(様式第3号)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を適当と認めるときは、島田市見守り活動補助金交付変更承認書(様式第10号)により申請したものに通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体の代表者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 実施報告書(様式第6号)

(交付確定通知書)

第9条 規則第10条の補助金交付確定通知書は、島田市地域見守り活動補助金交付確定通知書(様式第7号)とする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付の確定を受けたものが補助金を請求しようとするときは、前条の補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条に規定する補助金交付決定通知書により交付の決定を受けたものに係る補助金の交付については、第7条から第9条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

島田市地域見守り活動補助金交付申請書

年 月 日

島田市長

団体の名称

代表者の住所

代表者の氏名

電話番号

年度において地域見守り活動を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 補助金を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 団体概要書
- (2) 実施計画書

様式第2号（第5条関係）

団体概要書

団体の名称		
地域見守り活動の 代表者	※自治会長と異なる場合に記入をお願いします。	
	氏名	
	電話番号	
活動人数	総数：_____人 内訳：男性_____人 女性_____人	
地域見守り活動を行 う者の氏名		
備考		

様式第3号（第5条関係）

実施計画書（変更実施計画書）

団体の名称

1 地域見守り活動の実施予定

実施予定日	実施予定時間	日数	参加予定人数	車両使用の有無
4月		日	人	有 無
5月				有 無
6月				有 無
7月				有 無
8月				有 無
9月				有 無
10月				有 無
11月				有 無
12月				有 無
1月				有 無
2月				有 無
3月				有 無
見守り活動を実施する日数 合計（ ）日				
補助申請額 （ ）日×1,000円＝（ ）円				

(注)

- 1 実施予定日欄は、「毎週1回」、「毎週〇曜日」等計画の概要を記入する方法でも結構です。
- 2 車両使用の有無欄は、どちらかに〇印を付けてください。
- 3 計画表がある場合は添付してください。
- 4 「補助申請額」は、「見守り活動を実施する日数」に1,000円を乗じた額とし、3万円を限度額とします。

様式第4号（第6条関係）

島田市地域見守り活動補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

島田市長 印

年 月 日付けで申請のあった島田市地域見守り活動補助金について、
次のとおり決定します。

1 決定の内容

金額 円

2 交付の条件

島田市補助金等交付規則及び島田市地域見守り活動補助金交付要綱を遵守すること。

様式第5号（第8条関係）

実績報告書

年 月 日

島田市長

団体の名称

代表者の住所

代表者の氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた
地域見守り活動が完了したので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 実施報告書
- (2) 活動時の写真

実施報告書

団体の名称

1 地域見守り活動の実績

実施日		実施時間	日数	参加人数	車両使用の有無
4月			日	人	有 無
5月					有 無
6月					有 無
7月					有 無
8月					有 無
9月					有 無
10月					有 無
11月					有 無
12月					有 無
1月					有 無
2月					有 無
3月					有 無
見守り活動を実施した日数 合計 () 日					
補助申請額 () 日 × 1,000円 = () 円					

(注)

- (1) 実施日欄は、「毎週1回」、「毎週〇曜日」等実績の概要を記入する方法でも結構です。
- (2) 車両使用の有無欄は、どちらかに〇印を付けてください。
- (3) 「補助申請額」は、「見守り活動を実施した日数」に1,000円を乗じた額とし、3万円を限度額とします。

様式第7号（第9条関係）

島田市地域見守り活動補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長 印

年 月 日付けで実績報告書の提出があった島田市地域見守り活動補助金について、次のとおり確定します。

交付確定額 円

(交付決定額 円)

様式第8号（第10条、第11条関係）

請 求 書

金 円

令和 年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた島田市
地域見守り活動補助金として、上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

島田市長

団体の名称

代表者の住所

代表者の氏名

電話番号

口座振込先 金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 ()	本店 支店 ()
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第9号（第7条関係）

島田市地域見守り活動補助金交付変更承認申請書

年 月 日

島田市長

団体の名称

代表者の住所

代表者の氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号において補助金の交付の決定を受けた
地域見守り活動の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類
を添えて申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更により増減すべき額
円
- 4 添付書類（変更がある書類のみ）

様式第10号（第7条関係）

島田市地域見守り活動補助金交付変更承認書

第 号
年 月 日

様

島田市長 印

年 月 日付けで申請のあった島田市地域見守り活動補助金について
次のとおり承認します。

- 1 承認する変更の内容
- 2 承認する変更により増減すべき額

円